

参考資料

「まちづくり埼玉プラン」変更の経緯

1 計画策定の流れ

| 年 月 日 | 内 容 |
|---------------------------------|--|
| 平成 28 年 11 月 30 日 | 第 230 回埼玉県都市計画審議会 「専門部会の設置及びまちづくり埼玉プランの見直しに関する調査検討依頼について」 |
| 平成 28 年 12 月 26 日 | 第 1 回専門部会 |
| 平成 29 年 3 月 29 日 | 第 2 回専門部会 |
| 平成 29 年 6 月 12 日 | 第 3 回専門部会 |
| 平成 29 年 7 月 12 日 | 第 4 回専門部会 |
| 平成 29 年 8 月 7 日 | 第 232 回埼玉県都市計画審議会 「専門部会の調査検討結果及び提言書について」 |
| 平成 29 年 10 月 16 日～ 11 月 13 日 | 県民コメントの実施 |
| 平成 30 年 2 月 20 日 | 県議会に議案提出 (第 50 号議案「まちづくり埼玉プランの変更について」) |
| 平成 30 年 3 月 27 日 | 県議会において議案可決 (修正可決) |

2 県民コメントの実施

埼玉県県民コメント制度に基づき、郵便、ファクシミリ、電子メールにより意見を募集しました。

意見募集期間

平成 29 年 10 月 16 日～11 月 13 日

意見の件数及び提出者数

23 件 (3 名・2 団体)

3 第50号議案「まちづくり埼玉プランの変更について」に対する修正案

| 区 分 | 原案 | 修正案 | 修正理由 |
|---|----|--|--|
| 第3章 目標実現へのアプローチ 第5 まちづくりの進め方の例示 4 環境と調和した産業基盤づくり (2)主な取組 | — | 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律等に基づく土地利用など地域の自立的な発展に向けた取組を計画的に進めます。 | 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく取組を明記すべきである。 |

用語の解説

| 行 | 用語 | 説明 |
|---|-----------|---|
| あ | ICT | Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。日本では同様の言葉としてIT(Information Technology：情報技術)があるが、国際的にはICTの方が普及している。総務省の「IT政策大綱」が2004年から「ICT政策大綱」に名称を変更するなど、日本でもICTという表現が定着しつつある。 |
| | 雨水流出抑制 | 水を貯める、しみ込ませるといった手法を用いて、雨水が直接河川に流出する量を抑制すること。 |
| | エリアマネジメント | 地域（エリア）における、良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組。 |
| か | 開発許可 | 市街化区域と市街化調整区域において、一定規模以上の建築物や工作物の建築等が行われる土地の区画形質の変更(開発行為)について行われる許可。 |
| | 緊急輸送道路 | 大規模な地震等の災害が発生した場合に救命活動や物資輸送を行うための重要な路線。埼玉県では、重要度に応じて第一次特定緊急輸送道路、第一次緊急輸送道路、第二次緊急輸送道路の3種類に分類し、指定している。 |
| | 区域区分制度 | 無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときに、市街化区域と市街化調整区域との区分を定める制度。 |
| | 計画開発方式 | 土地区画整理事業や公的機関による開発事業、民間事業者による開発事業などによって、計画的に開発を行うことが確実にした段階で、市街化区域に編入する制度。 |
| | 景観行政団体 | 良好な景観を形成するため、景観法に基づき景観行政を担う地方公共団体。 |
| | 公的不動産 | 国や地方公共団体が保有する不動産。 |
| さ | 再生可能エネルギー | 太陽光、太陽熱、風力、水力、地熱、バイオマスなど、永続的に利用することができるエネルギーの総称。 |
| | 彩の国みどりの基金 | 森林の保全整備や身近な緑の保全・創出を目的とし、自動車税の1.5%相当額（1台あたり約500円）と県民や企業などからの寄附を財源とする基金。 |

| 行 | 用語 | 説明 |
|---|---------------------|---|
| さ | 暫定逆線引き | 当分の間、計画的な市街地整備が行われる見込みのない地区を、用途地域の指定を残したまま、一旦、市街化調整区域に編入し、その後、土地区画整理事業などの実施が確実になった時点で市街化区域に再編入するという方式。昭和 59 年から平成 15 年まで運用。 |
| | シェアサイクル | レンタサイクルの利便性を高めたもので、対象区域内に複数設けられた専用駐輪場において、いつでも自転車が借受けられ、どこでも返却ができる自転車の共有システム。「コミュニティサイクル」ともいう。 |
| | 市街化区域 | すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。 |
| | 市街化調整区域 | 市街化を抑制すべき区域。 |
| | 市街化調整区域での住宅開発を認める制度 | 都市計画法第 34 条第 11 号の規定に基づいて区域を指定し、一定の開発行為を認める制度。 |
| | 市街地開発事業 | 一定のエリアを区切って、そのエリア内で公共施設の整備と宅地の開発を総合的な計画に基づいて一体的に行う事業。土地区画整理事業・市街地再開発事業などの事業が規定されている。 |
| | 市街地再開発事業 | 低層の木造建築物が密集し、生活環境の悪化した市街地において、細分化された敷地を統合し、不燃化された共同建築物に建て替え、併せて駅前広場や街路などの主要な都市の基盤施設や緑地・広場といった都市環境に潤いを与えるオープンスペースなどを確保し、快適で安全なまちに一新する事業。 |
| | 市町村都市計画マスタープラン | 市町村が定める市町村の都市計画に関する基本的な方針。 |
| | 水素エネルギー | 水素を燃焼させたり、燃料電池を用いて水素から電気を作ることなどにより、生み出されるエネルギー。効率的で環境負荷が少ないエネルギーとして注目されている。 |
| | 生活道路 | 日常生活上密接なかかわりをもつ市町村道レベルの道路。 |
| | 生産緑地 | 良好な都市環境の形成を図るため、生産緑地法により指定された農地。 |

| 行 | 用語 | 説明 |
|---|-----------|--|
| さ | 生物多様性 | 地球上の生物及びその生息・生育環境の多様さを表す概念。生物多様性条約では、「すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかなを問わない。）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性（遺伝的多様性）、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」と定義している。 |
| た | 大規模商業施設等 | 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これに類するもので、その用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるものをいう。 |
| | 小さな拠点 | 複数の集落が散在する地域において、商店、診療所等の日常生活に不可欠な施設・機能や地域活動を行う場を、歩いて動ける範囲に集め、さらに周辺の各集落との間をコミュニティバスなどの交通手段により結んだ地域の拠点。 |
| | 地区計画 | 住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園などの施設の配置や建築物の建て方などについて、地区の特性に応じてきめ細かなルールを定めるまちづくりの計画。 |
| | 地方分権改革 | 住民に身近な行政は、できる限り地方公共団体が担い、その自主性を発揮するとともに、地域住民が地方行政に参画し、協働していくことを目指す改革。 |
| | 調節池 | 下流部の川幅を拡げることができないときなど、上流からの洪水の一部を一時的に貯留し、下流のピーク流量を低減するための施設。 |
| | デマンド交通 | 電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一形態。 |
| | 特別養護老人ホーム | 常時介護が必要で在宅での生活が困難な要介護者に、介護や日常生活の世話などのサービスを提供する施設。 |
| | 特別用途地区 | 用途地域内の一定の地区において、地区特性にふさわしい土地利用の増進や環境の保護など特別の目的の実現を図るために、用途地域指定を補完して、用途規制の強化や緩和を定める地区。 |

| 行 | 用語 | 説明 |
|---|---------------|--|
| た | 特別緑地保全地区 | 都市緑地法に基づき、無秩序な市街地化の防止や公害・災害の防止に役立っている緑地などを保全するため、土地の形質変更などを行うに際し許可が必要となる地区。 |
| | 都市計画基礎調査 | 都市計画法第6条に規定されている調査で、概ね5年ごとに、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等に関する現況及び将来の見通しについて行うもの。 |
| | 都市計画区域 | 一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域。 |
| | 都市計画区域マスタープラン | 都道府県又は政令指定都市が各都市計画区域について定める整備、開発及び保全の方針。 |
| | 都市計画公園 | 都市計画区域内において、都市計画法の都市施設として都市計画に定められた公園。 |
| | 都市計画道路 | 都市計画区域内において、都市計画法の都市施設として都市計画に定められた道路。 |
| | 都市農業振興基本計画 | 平成27年に制定された都市農業振興基本法に基づき閣議決定された計画。都市農業の振興に関する施策についての基本的な方針及び都市農業の振興に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等について定めている。 |
| | 都市のスポンジ化 | 都市の内部において、空き家、空き地等が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに、相当程度の分量で発生する現象。 |
| | 土地区画整理事業 | 一定のエリアで、道路、公園、河川などの公共施設を一体的に整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。 |
| は | ヒートアイランド現象 | 人工排熱、コンクリートの建物による蓄熱などにより、都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。 |
| | 復興事前準備 | 災害に備え、復興に資するソフト的対策を事前に準備しておくこと。被災後に進める復興対策の手順や進め方を記した計画・マニュアルなどの作成、復興まちづくりに関する知識を持った人材の育成、復興計画の検討体制の構築などがある。 |

| 行 | 用語 | 説明 |
|---|--------------|---|
| は | 防火地域・準防火地域 | 市街地から火災の危険性を防ぐために、建物を構造の面から規制する地域。防火地域は、商業業務地などの市街地の中心部で、建物の密集度が特に高く、火災の危険度が高い地域に定め、準防火地域は、市街地の中心に近い地域などにおいて定める。 |
| ま | みどりのネットワーク | 秩父山地や荒川など大きな河川の「核（コア）」、丘陵地や台地、田園などの「拠点（エリア）」、樹林地、公園、河川・水路、街路樹、市街地の緑などの「形成軸（コリドー）」など多彩なみどりが織り成すネットワーク。 |
| や | 用途地域 | それぞれの土地利用にあった環境を保ち、また、効率的な活動を行うことができるよう、都市のなかを 12 種類に区分し、それぞれの地域にふさわしい建物の用途、形態（容積率、建ぺい率など）を定める制度。なお、平成 29 年の法改正により、平成 30 年から新たに田園住居地域が追加され、13 種類に区別されることとなった。 |
| | 予定線引き計画開発方式 | 市街地開発事業や公的開発による計画的整備が確実に進んだ段階で当該区域を市街化区域に編入する（＝計画開発）、又は市街化区域編入の条件が整った時点で市街化調整区域のまま開発許可し、その後、良好な市街地形成が図られた段階で市街化区域に編入する（＝予定線引き）方式。 |
| ら | 立地適正化計画 | 持続可能な都市構造への再構築を目指し、人口減少社会に対応したコンパクトシティを実現するためのマスタープランであり、市町村が必要に応じて策定する計画。平成 26 年の改正都市再生特別措置法により規定された。 |
| | リノベーションまちづくり | 活力を失いつつある地域の再生のため、遊休不動産のリノベーションを通じてまちを再生し、都市型産業の集積を図ることで、雇用の創出、コミュニティの活性化などにつなげるまちづくり。 |